

(9) 賃金の交通費相当加算額の誤り

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容										
政策企画部 企画室 政策課	<p>非常勤職員の雇用に当たっては、交通費相当額を賃金に加算して支給することとなっており、当該加算額を1か月の通勤定期券による運賃相当額と要勤務日数を乗じて算出した普通乗車券による1か月の運賃相当額を比較して、より安価な金額で決定すべきところ、誤った金額を加算額としたため、賃金が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="483 571 1014 715"> <thead> <tr> <th>誤支給額 (日額)</th> <th>正支給額 (日額)</th> <th>差額</th> <th>平成25年度 の勤務 日数</th> <th>過払い額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>883円</td> <td>783円</td> <td>100円</td> <td>244日</td> <td>24,400円</td> </tr> </tbody> </table>	誤支給額 (日額)	正支給額 (日額)	差額	平成25年度 の勤務 日数	過払い額 (年額)	883円	783円	100円	244日	24,400円	<p><b>【是正を求めるもの】</b>                      速やかに是正措置を講じるとともに、非常勤職員の雇用事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【非常勤の事務概要 支給計算の事務処理 3. 交通費】</b>                      通勤のための交通費負担を常とするもの及び通勤距離が2キロメートル以上あれば支給します。</p> <p>(1) 支給基礎額                      次のうちのいずれかによります。                      (ア) 1か月の通勤定期券による運賃相当額（上限額は別途定められています。）                      (イ) 普通乗車券による1か月の運賃相当額が要勤務日数が少ないために（ア）を下回る場合は、その日額の運賃相当額（月額上限額の15分の1を上限とする。ただし、10円未満は切捨てます。）</p>	<p>是正を求められた非常勤職員の交通費については、正しい金額で再度、認定し、過払い額の返納処理を行った。（平成26年7月14日返納済み）</p> <p>また、他の非常勤職員についても、同様の事例がないことを確認した。</p> <p>今後、非常勤職員の雇用事務について、交通費加算額の決定に誤りのないよう、適正な事務処理に努める。</p>
誤支給額 (日額)	正支給額 (日額)	差額	平成25年度 の勤務 日数	過払い額 (年額)									
883円	783円	100円	244日	24,400円									